



2025年12月16日

各 位

会社名 前澤化成工業株式会社
代表者 代表取締役兼社長執行役員 田中理
(コード番号: 7925 東証プライム)
問合せ先 経営企画室 室長 大庭 広紀
(電話番号: 03-6264-9911)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに「前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「前澤工業株式会社と前澤化成工業株式会社の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」（以下「本経営統合プレスリリース」といいます。）にて公表いたしました、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）による共同持株会社設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

当社は、2026年3月31日（火曜日）開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月31日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2025年12月16日（火曜日）
(2) 基準日 2025年12月31日（水曜日）
(3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.maezawa-k.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日時・場所及び付議議案について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所（予定）

日時 2026年3月31日（火曜日）午前10時
場所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
野村コンファレンスプラザ日本橋 5階大ホール

(2) 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案 前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件
詳細につきましては、本日別途開示しております「本経営統合プレスリリース」をご参照ください。
第2号議案 定款一部変更の件

3. 定款の一部変更について

(1) 定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、かつ2026年6月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるもの（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案（前澤工業株式会社との株式移転計画書承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに2026年5月31日（日曜日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2026年5月31日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（変更箇所に下線を付しております。）

現行定款	変更案
第1条～第13条（条文省略）	第1条～第13条（現行どおり）
<u>（定時株主総会の基準日）</u>	（削除）
第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年3月31日とする。	
第15条～第44条（条文省略）	第14条～第43条（現行どおり）

(3) 定款一部変更の日程

取締役会決議	2025年12月16日（火曜日）
本臨時株主総会決議	2026年3月31日（火曜日）（予定）
定款一部変更の効力発生日	2026年5月31日（日曜日）（予定）

以上